

特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業の免許等の処分に係る審査
基準の改正について（概要）

令和6年4月1日
カジノ管理委員会事務局

1. 改正の概要

本審査基準（特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業の免許等の処分に係る審査基準（令和4年カ管委第134号））の改正は、国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和4年法律第97号）の一部の施行及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び疑わしい取引の届出における情報通信技術の活用に関する規則の一部を改正する命令（令和6年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第2号）の施行に伴い当然必要とされる規定の整理を行うもの。

2. スケジュール

施行 令和6年4月1日